

2. 学校徴収金について



学校教育にかかる費用のうち、「学年諸費」「積立金」「PTA 会費」「PTA 諸費」については、保護者のみなさまに負担していただきます（このような経費のことを学校徴収金といいます）。

○学年諸費 : ワーク、ドリルなどの副教材、技術・家庭科・美術などの実習教材費
遠足費・夏・冬休みのワーク代など

○積立金 : 1 年生は宿泊学習と修学旅行・2 年生は修学旅行の積立

○PTA 会費 : P T A の活動・P T A 新聞・市 P T A 協議会参加費
(1 口 1 0 0 円) 賠償責任保険掛け金

○PTA 諸費 : 運動会・文化祭・クラブ活動費・各教科の消耗品
(生徒会費＋学習費)

1 年間に必要な経費を 1 0 回で割ったものが毎月の徴収額です。

徴収は 5 月から翌年の 2 月まで。但し 3 年生は 5 月に 2 ヶ月分徴収し 1 月までの 9 回となっています。

積立金は宿泊学習・修学旅行の行先によって積立額が変わります。

※きょうだいが在学しているご家庭の PTA 会費については、上の学年のみ徴収いたします。

